

# 富士吉田市教育委員会障害者活躍推進計画

## （令和４年度策定）

|                           |                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機関名                       | 富士吉田市教育委員会                                                                                                                                                                                                   |
| 任命権者                      | 富士吉田市教育委員会                                                                                                                                                                                                   |
| 計画期間                      | 令和４年４月１日～令和９年３月３１日（５年間）                                                                                                                                                                                      |
| 富士吉田市教育委員会における障害者雇用に関する課題 | 富士吉田市教育委員会において、正規職員については市長部局からの出向職員で構成されており、独自の正規職員募集及び採用行っていないため、人事異動に伴い、例年、障害者雇用率への影響があるという課題がある。教育委員会として、会計年度任用職員も含め、障害者雇用率の達成を維持していくため、障害者雇用の推進に関する理解を促進し、組織的に取り組んでいく必要がある。                              |
| 目標                        |                                                                                                                                                                                                              |
| ①採用に関する目標                 | 雇用率 2.5%以上を前提に、市長部局と連携を取りながら、法定雇用率を毎年満たすことを目標とする。                                                                                                                                                            |
| ②定着に関する目標                 | ○特性や個性に応じて能力を有効的に発揮できるよう環境づくりに努める。<br>○定着状況の把握を行う。                                                                                                                                                           |
| 取組内容                      |                                                                                                                                                                                                              |
| １．障害者の活躍を推進する体制整備         | ○障害者雇用推進者として学校教育課長を選任する。<br>○市長部局と連携し相談体制を整えとともに、教育委員会内に周知を図る。<br>○障害者就労支援の専門機関と連携体制を整える。                                                                                                                    |
| ２．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出    | ○人事評価等の所属長面談の機会に、従事している職務が負担なく遂行できる職務かの確認を行う。<br>○確認の結果、業務遂行が困難な場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。<br>○人事評価等の面談結果を通じ、障害のある職員の特性・能力・希望と適切な職務を検討する。                                                               |
| ３．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | ○人事評価等の面談の機会の際、必要な配慮等の有無を把握し、その結果を踏まえて、継続的に必要な措置を講じる。<br>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望の把握に努める。<br>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。<br>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。<br>・自力で通勤できることといった条件を設定する。<br>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 |
| ４．その他                     | ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。                                                                                                                                     |